



愛媛県報

発行 愛媛県

令和2年8月11日火曜日 第130号

◇ 目 次 ◇

大規模小売店舗の届出に係る市町等の意見の概要.....	(経営支援課) ...	632
県営土地改良事業の事業変更計画書の縦覧.....	(農地整備課) ...	632
指定居宅サービス事業者の指定.....	(東予地方局地域福祉課) ...	632
指定介護予防サービス事業者の指定.....	(") ...	633
指定居宅サービス事業の廃止.....	(") ...	633
指定介護予防サービス事業の廃止.....	(") ...	633
介護医療院の開設の許可.....	(") ...	633
指定障害児通所支援事業者の指定.....	(中予地方局地域福祉課) ...	633
指定障害福祉サービス事業者の指定.....	(") ...	634

人事委員会公告

令和2年度障がい者を対象とした愛媛県職員採用候補者(初級)試験公告.....	(人事委員会事務局) ...	634
--	----------------	-----

告 示

○愛媛県告示第906号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第8条第1項の規定により市町から聴取した意見及び同条第2項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。

これらの意見は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに松山市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

令和2年8月11日

愛媛県知事 中村時広

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	法第8条第1項の規定により市町から聴取した意見の概要	法第8条第2項の規定により述べられた意見の概要
ザ・ビッグ松山山越店	松山市山越三丁目772番地外	生活環境保持の見地からの意見はなし。	荷さばき施設と出入口が交錯するため出入口の数を変更することとしているが、安全性が確保されていない。

○愛媛県告示第907号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第88条第1項の規定により、松山市窪野町、久谷町地域に係る県営土地改良事業計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、次のとおり土地改良事業変更計画書の写しを縦覧に供する。

令和2年8月11日

愛媛県知事 中村時広

- 縦覧に供すべき書類の名称
県営土地改良事業(ため池等整備事業・窪野地区)変更計画書の写し
- 縦覧期間
令和2年8月12日から9月8日まで
- 縦覧場所
松山市役所本庁

○愛媛県告示第908号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者を指定した。

令和2年8月11日

愛媛県東予地方局長 齊藤直樹

指定居宅サービス事業者の名称又は氏名	指定居宅サービス事業所		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
医療法人明生会	介護医療院コスモス	愛媛県四国中央市金生町下分1249番地の1	令和2年6月1日	短期入所療養介護

○愛媛県告示第909号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者を指定した。

令和2年8月11日

愛媛県東予地方局長 齊藤直樹

指定介護予防サービス事業者の 名称又は氏名	指定介護予防サービス事業所		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
医療法人明生会	介護医療院コスモス	愛媛県四国中央市金生町下分1249番地の1	令和2年6月1日	介護予防短期入所療養介護

○愛媛県告示第910号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり指定居宅サービスを廃止する旨の届出があった。

令和2年8月11日

愛媛県東予地方局長 齊藤直樹

指定居宅サービス事業者の 名称又は氏名	指定居宅サービス事業所		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
NPO法人 ケア・サポート	大島シーサイド	愛媛県今治市吉海町臥間46番地2	令和2年6月30日	特定施設入居者生活介護

○愛媛県告示第911号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり指定介護予防サービスを廃止する旨の届出があった。

令和2年8月11日

愛媛県東予地方局長 齊藤直樹

指定介護予防サービス事業者の 名称又は氏名	指定介護予防サービス事業所		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
NPO法人 ケア・サポート	大島シーサイド	愛媛県今治市吉海町臥間46番地2	令和2年6月30日	介護予防特定施設入居者生活介護

○愛媛県告示第912号

介護保険法（平成9年法律第123号）第107条第1項の規定により、次のとおり介護医療院の開設を許可した。

令和2年8月11日

愛媛県東予地方局長 齊藤直樹

介護医療院の開設者の 名称又は氏名	介護医療院		許可年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
医療法人明生会	介護医療院コスモス	愛媛県四国中央市金生町下分1249番地の1	令和2年6月1日	介護医療院

○愛媛県告示第913号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者を指定した。

令和2年8月11日

愛媛県中予地方局長 東公弘

事業者番号	指定障害児通所支援事業者			指定障害児通所支援の種類	指定障害児通所支援事業所		指定年月日
	氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名称	所在地	
3851500144	一般社団法人愛キッズ	愛媛県松山市小坂4丁目3番20号	渡部史紀	放課後等デイサービス	放課後等デイサービス愛キッズ川内	愛媛県東温市南方2733番地	令和2年7月1日

○愛媛県告示第914号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者を指定した。

令和2年8月11日

愛媛県中予地方局長 東 公 弘

事業者番号	指定障害福祉サービス事業者（設置者）			指定障害福祉サービスの種類	指定障害福祉サービス事業所		指 定 日 年 月 日
	氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
3811500598	一般社団法人愛キッズ	愛媛県松山市小坂4丁目3番20号	渡 部 史 紀	就労継続支援B型	就労支援事業所 A i - S e l f	愛媛県東温市南方2733番地	令和2年7月1日

人事委員会公告

○愛媛県人事委員会公告第7号

令和2年度障がい者を対象とした愛媛県職員採用候補者（初級）試験公告

令和2年8月11日

愛媛県人事委員会

〒 790 - 8570 松山市一番町四丁目4番地2 愛媛県庁内 電話（089）912 - 2826
 試験当日用緊急連絡先 080 - 7039 - 1189 試験当日のみ通話可能
 愛媛県職員採用情報ホームページ <https://www.pref.ehime.jp/employment/>

1 試験区分、採用予定人員及び職務内容

試験は、次の試験区分で行います。

試 験 区 分	採 用 予 定 人 員	職 務 内 容
一 般 事 務	6人程度	知事部局、公営企業管理局、教育委員会事務局等の本庁若しくは地方機関、県立学校又は公立小・中学校に勤務し、一般事務に従事します。
警 察 事 務	1人程度	警察本部又は警察署に勤務し、警察事務に従事します。

2 受験資格

- (1) 昭和61年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた者
- (2) 以下のいずれかに該当する者（申込日及び受験当日に有効であることが必要です。）
 - ・身体障害者手帳の交付を受け、その障がいの程度が1級から6級までの者
 - ・都道府県知事又は政令指定都市市長が発行する療育手帳の交付を受けている者
 - ・児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医又は障害者職業センターにより知的障がいがあると判定された者
 - ・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
- (3) 日本の国籍を有する者
- (4) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号のいずれにも該当しない者

3 試験の日時、試験会場及び合格発表

区分	日	時	試 験 会 場	合 格 発 表
第1次試験	令和2年11月1日（日曜日）	受付時間 午前8時10分～午前8時55分 遅刻した場合は受験できません。	愛媛県庁 （松山市一番町四丁目4番地2）	11月中旬 第1次試験当日にお知らせします。
	試験時間 午前9時10分から午後1時30分まで 点字による受験及び試験時間の延長が認められた方については、終了時間が異なります。 （点字による受験の場合） 午前9時10分から午後2時30分まで （試験時間の延長の場合） 午前9時10分から午後2時まで			

第2次試験	12月上旬に松山市内で実施予定です。 詳細は、第1次試験合格者に通知します。	12月下旬
-------	---	-------

合格発表は、合格者の受験番号を愛媛県職員採用情報ホームページ（以下「ホームページ」という。）に掲載します。

4 試験の方法等

- (1) 試験は、第1次試験及び第2次試験とし、次のとおり行います。

なお、第2次試験は、第1次試験合格者に対して行います。

区分	試験・検査種目	配点	試験の内容
第1次試験	教養試験	40点	高等学校卒業程度の一般的知識及び知能について、筆記試験を行います（択一式40題、解答時間2時間）。
	作文試験	20点	識見、思考力、表現力等について、作文試験を行います（課題1題、解答時間1時間）。
第2次試験	適性検査	-	職務遂行に必要な適性について、検査を行います。
	口述試験	300点	人物について総合的に評定するため、個別面接を行います。

- (2) 第1次試験合格者は、教養試験及び作文試験の合計得点の高い順に決定します。ただし、各試験のうち、一定の基準に達しない種目がある場合には、合計得点にかかわらず不合格となります。
- (3) 最終合格者は、第1次試験の得点と第2次試験の得点を合計した総合得点の高い順に決定します。ただし、第2次試験の口述試験について、一定の基準に達しない場合は、総合得点にかかわらず不合格となります。
- (4) 第1次試験合格者に対し、受験資格や、就業にあたり配慮が必要な事項の申出についての確認面談を行います。その際、受験資格に係る手帳（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳）又は「2 受験資格」中に記載した公的判定機関で知的障がいがあると判定されたことを証明する書類（以下「受験資格に係る手帳等」という。）の持参が必要です。
- (5) 教養試験例題（初級）及び前年度に出題した作文試験の課題を、ホームページに掲載しています。
また、愛媛県人事委員会事務局等において閲覧することもできます。

5 受験申込み

- (1) 受験の申込みは、ホームページから「愛媛県採用試験受験等申込システム」（以下「システム」という。）にアクセスし、画面の指示に従って全ての必要項目を入力の上、受付期間中に送信してください。

なお、受付期間は次のとおりです。

令和2年9月1日（火）午前8時30分から9月18日（金）午後5時15分まで

障がいの状況等により、インターネットにより申し込むことができない事情がある場合は、9月11日（金）までに愛媛県人事委員会事務局へ問い合わせてください。

- (2) 申込みは「事前登録」と「本申込み」の2段階方式となっています。まず、事前登録を行いID番号とパスワードを取得した後、受付期間中にシステムのマイページにログインして本申込みを行ってください（ID番号とパスワードは受験票の印刷等、以後の手続きに必要ですので、必ず控えておいてください。）。
- (3) 申込みの受付が完了したら、登録されたメールアドレス宛に「申込み完了のお知らせ」の電子メールを自動送信します。この電子メールが届かない場合は、必ず受付期間中に愛媛県人事委員会事務局へ問い合わせてください。
- (4) 申込方法等に関する問い合わせは、受付期間中の午前8時30分から午後5時15分まで（ただし、土曜日、日曜日及び祝日等の閉庁日を除く。）受け付けます（原則、電話で愛媛県人事委員会事務局へ問い合わせてください。）。
- (5) 受付期間内に申込みが完了しなかった場合は、受験できません（受付期間中は、24時間申込みを受け付けますが、保守点検作業等のためシステムを停止する場合がありますほか、受付期間終了の直前は、システムが混み合うおそれがあるので、余裕を持って申込みを行ってください。）。

なお、使用される機器や通信回線上の障害等によるトラブルについては、一切責任を負いません。

6 受験票の交付

- (1) 受験申込受付締切後に登録されたメールアドレス宛に「受験票交付のお知らせ」の電子メールを送信します。10月23日（金）までに電子メールが届かない場合は、愛媛県人事委員会事務局へ問い合わせてください。
- (2) 「受験票交付のお知らせ」の電子メールが届いたら、システムのマイページにログインし、受験票をダウンロードして印刷してください。
- (3) 印刷した受験票は、記載されている事項を確認し、確認した年月日を記入の上、申込者本人が署名して第1次試験受験の際に必ず持参してください。

障がいの状況等により、申込者本人の署名が困難な場合は、代筆での記入を認めます（その場合、代筆者の氏名も記入してください。）。

7 受験時の配慮について

受験上の配慮を希望する方は、受験申込時に申請してください。

ただし、内容によってはお応えできないことがあります。

- (1) 視覚障がいのある方については、その障がいの程度により、以下の方法による受験ができます。

ア 点字による試験

点字の試験問題で受験をすることができます。

点字による試験は、教養試験の解答時間が3時間（通常の1.5倍）となります。作文試験の解答時間の延長はありません。

また、パソコンによる音声読み上げを補助として併用できます。ただし、パソコン（USBメモリが接続可能なもの）、ACアダプタ、イヤホン（無線機能がないものに限る。）を持参していただきます。

なお、指定されたソフトウェア（音声読み上げソフト、メモ帳等のテキストエディタ）以外のソフトウェアや無線機能は使用できません。

イ 拡大文字による試験

教養試験問題は、通常文字は11ポイント程度ですが、拡大文字の場合は、14ポイント程度となります。

- ウ 試験時間の延長（拡大文字による試験を併せることができます。）

良い方の眼の矯正視力が0.15以下の方及び視野狭窄等でこれに相当すると医学的観点から認められる方が対象となります。

措置の対象となるかどうかを確認するため、受験申込後に身体障害者手帳の写し又は専門医の診断書を別途提出していただきます。

教養試験の解答時間は、2時間30分（通常の1.25倍）となります。作文試験の解答時間の延長はありません。

- (2) 聴覚障がいのある方については、試験官の発言事項を書面で伝達することができます。
- (3) 上肢機能障がい等で筆記が困難な方については、作文試験においてパソコンによる解答ができます。ただし、パソコン（USBメモリが接続可能なもの）、ACアダプタを持参していただきます。
- なお、指定されたソフトウェア（メモ帳等のテキストエディタ）以外のソフトウェアや無線機能は使用できません。
- (4) 読字障がいのある方で医学的観点から解答時間の延長が認められる方は、教養試験の解答時間を延長し、2時間30分（通常の1.25倍）となります。作文試験の解答時間の延長はありません。

措置の対象となるかどうかを確認するため、受験申込後に専門医の診断書を別途提出していただきます。

- また、パソコンによる音声読み上げを補助として併用できます。ただし、パソコン（USBメモリが接続可能なもの）、ACアダプタ、イヤホン（無線機能がないものに限る。）を持参していただきます。
- なお、指定されたソフトウェア（音声読み上げソフト、メモ帳等のテキストエディタ）以外のソフトウェアや無線機能は使用できません。

- (5) 書字障がいのある方で医学的観点から筆記による解答が困難と認められる方については、作文試験においてパソコンによる解答ができます。ただし、パソコン（USBメモリが接続可能なもの）、ACアダプタを持参していただきます。
- なお、指定されたソフトウェア（メモ帳等のテキストエディタ）以外のソフトウェアや無線機能は使用できません。
- 措置の対象となるかどうかを確認するため、受験申込後に専門医の診断書を別途提出していただきます。
- (6) その他

- ア 点字受験用の機器（点字器、点字タイプライター等）やルーペ等の使用の有無のほか、車椅子や補助具等の使用の有無、駐車場利用希望の有無、その他受験にあたって希望する事項については、受験申込時の「受験にあたっての要望事項」欄に必ず入力してください。

ただし、内容によってはお応えできないことがあります。

- イ 試験実施上の支障をきたさないよう、また不正行為を防止するため、音声式の時計、定規（目盛りのあるもの）、電子機器類（電卓、スマートフォン等の携帯電話、タブレット端末、スマートウォッチ、電子辞書、その他これらに類するものと事務局が判断するものを含む。）は使用できません。

- ウ 試験でパソコンを使用する場合、音声読み上げソフトによる問題文の誤読については、対応しません。また、パソコンの故障等の事故による不利益は考慮しません。

8 合格から採用まで

- (1) この試験の最終合格者は、愛媛県職員採用候補者として、採用候補者名簿（以下「名簿」という。）に記載されます。
- この名簿は、原則として、令和3年4月以降の採用に対するもので、その有効期間は、名簿に記載された日（合格通知書に記載）から1年間です。
- (2) 採用は、名簿に記載された者のうちから任命権者（知事、教育委員会、警察本部長等）がそれぞれ選考を行い、決定します。したがって、名簿に記載された者が全て採用されるとは限りません。
- (3) 採用時において、有効な受験資格に係る手帳等が確認できない場合は、採用されません。

9 給与

初任給は、職員の給与に関する条例（昭和26年愛媛県条例第57号）等の規定により、原則として、次のとおり支給され、このほか該当者に対しては、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等が支給されます。

試験区分	現行給料月額額
一般事務	行政職給料表1級9号給 155,674円
警察事務	

学歴や職歴などに応じて、一定の基準により加算される場合があります。

10 勤務時間

勤務時間は、原則として、月曜日から金曜日まで（祝日及び年末年始を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までです。（窓口・施設など部署により、勤務時間や休日が異なる場合があります。）

11 試験結果の開示

この試験の結果については、愛媛県個人情報保護条例（平成13年愛媛県条例第41号）第29条第1項の規定に基づき、口頭により開示を請求することができますが、今年度は新型コロナウイルス感染症等拡大防止の観点から、口頭による開示請求に代えて、郵送により開示を請求された方のみ受け付けます。

開示を請求する場合は、試験成績開示請求書に必要事項を記入のうえ、受験票と返信用封筒（定型、縦14cm～23.5cm×横9cm～12cm）を同封して、愛媛県人事委員会事務局宛に郵送してください。

返信用封筒には必ず宛先を明記し、返信用切手404円（簡易書留相当分）を貼ってください。

試験成績開示請求書及び受験票は、システムのマイページにログインし、ダウンロードして印刷したものを同封してください。

開示請求できる人	開示内容	請求受付期間	開示方法
第1次試験不合格者	第1次試験の試験種目別得点、合計得点及び順位（ただし、一定の基準に達しない試験種目がある場合は、順位に代えて当該試験種目名）	第1次試験合格発表の日から1週間	郵送により開示を請求
第2次試験受験者	第1次試験の試験種目別得点、合計得点及び順位並びに第2次試験の得点、総合得点及び総合順位（ただし、第2次試験で一定の基準に達しない場合は、総合順位に代えてその旨）	第2次試験合格発表の日から1週間	

12 その他

台風などの自然災害等により、やむを得ず試験の日程・開始時刻を変更することがあります。変更がある場合は、システム及び受験申込受付締切時に登録されたアドレス宛のメールにてお知らせします。